

## 令和7年度 第3回静岡県環境審議会水循環保全部会 会議録

日 時	令和7年11月26日（水）午後1時00分から午後2時40分まで
場 所	静岡県庁 別館7階第二会議室B
出席者 職・氏名	<p>委員（敬称略）（7名）            浅見佳世、藏治光一郎、田中博通、谷幸則、藤川格司、山川陽祐、            山本早苗</p> <p>事務局（県側出席者）（4名）            くらし・環境部環境局水資源課            望月課長、密岡班長、小長井主査、亀澤主任</p>
議 題	太田川圏域流域水循環計画の策定について (1)太田川圏域の理念、将来目指すべき姿、目標 (2)目標を達成するために実施する施策、指標 (3)計画策定の進捗状況及び今後のスケジュール
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度第3回環境審議会水循環保全部会 次第</li> <li>・出席者名簿</li> <li>・座席表</li> <li>・太田川圏域の理念、将来目指すべき姿、目標 【資料1】</li> <li>・目標を達成するために実施する施策、指標 【資料2】</li> <li>・計画策定の進捗状況及び今後のスケジュール 【資料3】</li> </ul>

**事務局** ただいまから、令和7年度第3回静岡県環境審議会水循環保全部会を開催します。本日の司会を務めます、水資源課班長の密岡です。宜しくお願いします。

本日の部会は、委員9名中7名の方の出席をいただいているので、静岡県環境審議会条例第6条第2項の規定により、部会が成立していることを御報告します。

議事に入る前に、水資源課長の望月課長より御挨拶を申し上げます。

**望月課長** 皆さん、こんにちは。水資源課長の望月です。本日は御多忙のところ、環境審議会水循環保全部会に御参加いただきありがとうございます。着座にて失礼します。

前回の会議ですけれども、8月29日に太田川圏域流域水循環計画の第1回目の審議ということでお願いしまして、圏域の現状や課題についての御審議を

いただきました。当日は、委員の皆様から様々な観点で御意見いただきましたことに感謝申し上げます。この後、事務局からも説明しますが、頂いた御意見を踏まえ、計画案をブラッシュアップしていきたいと考えています。

今回は、太田川圏域の計画については2回目の審議となります。今回は計画の根幹となる理念や、将来目指すべき健全な水循環の姿、それに向けて今後実施する施策、実施状況を確認する指標等について御審議いただきます。前回の審議で部会長から、流域総合水管理における相乗効果の発現や利益相反の調整について、計画の中に盛り込んでいくよう御提言をいただきました。今回実施する施策に関して、これらの観点を踏まえて整理しました。委員の皆様から忌憚のない御意見を賜りますよう、お願い申し上げます。

最近、寒くなってきましたが、平年よりもかなり気温が高い状態が10月中旬ごろまで続きまして、日本の四季から春と秋がなくなるという懸念の声もよく耳にするようになりました。このような気候変動により、水の循環もさらに極端な状況になっていくことが今後想定されますので、今後実施する各圏域の計画策定に当たっては、このような状況を強く意識して取り組む必要があると考えています。

委員の皆様には、この計画がより良いものとなるように、それぞれの専門的見地から御教示賜りますようお願い申し上げます。本日は審議、どうぞ宜しくお願いします。

**事務局** 望月課長、ありがとうございました。それでは、審議に入る前に、前回の審議で頂きました御意見を踏まえた対応状況などについて、事務局より御説明を申し上げます。

**事務局** 前回頂いた御意見と、それに対する対応状況について御説明します。付属資料1に、頂いた御意見とその対応方針について記載しています。

今回、この中の主なものについて御説明をしていきます。まず、ナンバー1の蔵治部会長から頂いた御意見ですが、個別の計画を羅列するのではなく、流域総合水管理の在り方についての答申の中で示されたような、相乗効果、利益相反を明示するようにという御意見がありました。11月11日に太田川圏域流域水循環協議会幹事会で、施策において、相乗効果、利益相反の関係を示し、協議しました。この結果について、後ほど御説明する予定です。

次に、ナンバー2から4で、水収支に関する図面をお示したところ、表示の分かりづらさ、それから数字の妥当性等の異議、御意見等を頂きました。当日配布で恐縮ですが、本日お配りした太田川圏域水収支図（更新）というタイトルの付いたものを御覧いただければと思います。

まず、図の表示について説明します。前回、流入と流出と圏域内での動きが、矢印の赤、青だけでは非常に分かりづらいという御意見を頂いていました。今

回、圏域内への流入を青、圏域外への流出を赤、地表から地下への流動を緑から青になる矢印、逆に地下から地表への流動については青から緑になる矢印で示しています。このように整理したものが、上の図面になります。

次に、数字についてです。参考に、下に前回お示しした図面を付けていますが、大きく4点、計算を見直しました。1点目は降水量に関してです。前回お示しした降水量はモデル上の仮定で、かんがいに当てられる水量もここに含んでしまっている状態でお示していましたので、分けるようにしました。

なお、前回、地表水流入量の中に、圏域外からのかんがい水量が含まれると説明したのですが、誤りでした。そうしたときに、地表水流入量、地表水流出量の数字が大きいという御意見も頂きました。本日欠席の今泉委員からも同じような御指摘が事前にありました。

2点目、地表水流入量と地下水流入量が、なぜこのような数字になったかといいますと、圏域の境界の設定の仕方が悪さをしてしまっているところがあります。特に平地部なのですが、圏域の境界付近で表流水が行き来する流れがあります。これをモデルの中で拾っていましたので、繰り返し計算してしまい、地表水流入と地表水流出が増えていることが判明しました。

できるだけエラーを取り除いて表現したのですが、地表水の流入量についてはどうしても除き切れないところがありました。ただ、同じモデルの他の圏域の状況や太田川圏域の特徴を見ましても、実際に他の圏域から大きく水が流れ込んでくるという状況が考えにくいですので、この図上では表示を消しています。

3点目、涵養量と流出量です。記号でいうと $\Delta S$ 、 $G_s$ になりますが、これも数字が過大に出していました。先ほどと似たような理由ですが、地表面付近や河川の河床の部分で、水が行き来するという流れを拾ってしまい、過大な計算になっていました。今回、モデル上では、地下水以下まで涵養される水の量のみを捉えて涵養量と流出量を見直しました。その結果、妥当な数字になってきたかと思われます。

最後に、単位についてです。当初、mm/日で示していましたが、mm/年に書き換えて、今後こちらで統一しようと思っています。

ここまでが修正した部分ですが、図の仮定について、青の斜字で示している3か所について、モデルの仮定と数字の整合が、一部まだ確定していない部分があります。大まかにはこのようなものかと思われるのですが、細かい部分をまだ詰めなければならない部分があります。

それから、取水量についてです。圏域外からの取水量だけを拾っている状態になっているのですが、この形で正確に示せるかどうかはもう一回検証が必要ですので、再度確認した上で、最終回でもう一度お示ししたいと思います。以上が水収支図の関係です。

付属資料に戻りまして、ナンバー5です。谷委員から頂いた御質問で、塩水化井戸について、以前から淡水だったのか、それとも取水などの影響で塩水化したのか、という御質問がありました。谷先生の御指摘どおり、場所によっては従来から塩化物イオンが高い箇所もあるようでした。ただし、ほとんどが昭和40年代に工業化に伴って塩水化が進んでいるということが、県の資料で確認されましたので、やはり工業化などの影響が少なからずあったのだと思われます。塩水化の解消については、沿岸部に近く時間がかかりますので、継続して監視していくことが必要であるという整理で記載しました。

ナンバー8から15については、今後の無降雨日数や取水制限の予測を示したものについてです。気候変動に伴って無降雨日数が増加し、天竜川の取水制限日数が増加する可能性があるということについて、以前は最大値かつ気候変動の4度シナリオ、RCP8.5シナリオでの予測結果を示していましたが、数字があまりにも極端であったという御指摘がありました。

これについては、示し方を変えまして、5年ごとの平均と、これまでの15年間ぐらいの実績の平均を見比べるような形で示し直しました。この場合においても、取水制限の日数も増え、無降雨日数も増えていくという予測結果が示されています。

ナンバー18は、山本先生から、森林管理が重要になってくるということで、山火事を例に御指摘いただきました。森林管理の重要性については、中身の記載も見直して計画に反映しました。ただ、山火事本体につながる水循環の話が、なかなか出てこなかったのですが、森林の管理という視点では、本年2月26日に発生した大船渡の火災も踏まえて、これから取り組んでいくという状況を森林部局から聞いています。

ナンバー22は、本圏域に茶文化の話を取り入れたほうがいいという指摘でした。付属資料3の60ページにおいて、茶文化、茶生産、世界農業遺産、観光についての話を話題として追加しました。

それから、メロンなどの話を書いていたのですが、農業部局から、メロン、イチゴ、ミカンなど、様々な頑張っている農家がいるということで、記載を修正しました。

その他、付属資料1に書いたとおり、修正を進めています。以上で、雑駁ではありますが、事務局からの説明を終わります。

**事務局** 全体審議で頂いた御意見に対する対応状況について説明しました。こちらに関しての質疑等については、この後の議事の中でお願いしたいと思います。

それでは次第に沿って、3の議事に移りたいと思います。ここからの議事進行については、蔵治部会長にお願いしたいと思います。蔵治部会長、お願いし

ます。

**蔵治部会長** それでは改めまして、皆さん、こんにちは。宜しくお願いします。

今日の議事なのですが、前回に引き続いて、太田川圏域流域水循環計画策定についてということで、前回は現状と課題について審議したところです。今回は引き続いて、理念、健全な水循環の姿や目標、計画に位置付ける施策と指標を議論していきたいと思っています。

それでは、3議事の(1)ということになりますが、太田川圏域の理念、将来目指すべき姿、目標について御説明を伺った後、先ほど御説明が既にありました、前回のこちら側からの意見に対する回答も含めて、皆さんから質問を受けるということにしたいと思います。まず(1)の御説明をお願いします。

**事務局** それでは、太田川圏域の理念、健全な水循環の姿、目標について説明します。資料1を御覧ください。まず、1の理念、目指すべき健全な水循環の姿です。静岡県水循環保全条例第3条、基本理念を踏まえまして、あとは民間団体、有識者の意見を参考に理念を定めました。この理念は、「生活と豊かな自然が共存する太田川圏域を守る～地域の貴重な水資源を将来世代に継承するために～」という理念の案を提示しています。

後段の部分ですが、圏域の目指すべき姿を聞いたアンケートの結果に対して、地域の貴重な資源である河川や地下水を将来世代に継承するために、流域の全体が一体となって維持・保全に取り組んでいるという選択肢に、多くの意見が集まりました。非常に重要なことですので、理念にサブタイトルとして記載しました。

また、この理念を実現するために、目指すべき健全な水循環の姿を以下に3つ示しています。「清らかで豊かな流れをはぐくむ自然環境の維持又は回復」、「水循環の恵みを受ける産業と暮らしの調和のとれた発展」、「水災害（水害・土砂災害・渇水）の被害軽減」の3つを示します。

太田川圏域は、清らかで豊かな流れを有している一方で、水害や土砂災害にも度々見舞われまして、他方で、水源を他圏域にも依存していまして、渇水のリスクも大きい地域です。こうした点から、圏域の様々な主体が一体となり、これらの目指すべき姿に向かって取り組みを行うことが重要だと考えています。これらの目指すべき姿に向かうことで、理念の案である「生活と豊かな自然が共存する太田川圏域」が実現されていくと考えています。

次に、健全な水循環の維持または回復に関する目標です。1に掲げました姿を目指し、理念が実現されるよう、水質、水量、災害・治水、自然環境、暮らしの5つの分類に対して、健全な水循環の維持または回復に関する目標を設定しました。

水質では、地下水の塩水化の監視、公共用水域の水質維持、太田川での濁水

が発生していまして、河川環境の改善に向けた対策が必要といった課題があります。これに対して、清らかな流れを保つため、良質な水質の維持・改善を図るという目標案を提示しました。

水量では、太田川水系、天竜川水系における取水制限時の適正な水利調整、上水道におけるバックアップ体制、応急給水態勢の整備、地下水採取量、地下水位等の監視、これらの課題を捉えまして、生活や産業に使用する水を安定的に供給するといった目標を設定しました。

災害・治水では、あらゆる関係者の連携による水災害等の被害の最小化、流域治水の取り組みによる水災害の被害の最小化、それから土砂災害危険箇所の整備率向上、防潮堤整備の推進、サンドバイパスシステム等による侵食対策、これらを行いまして、被害軽減のため、流域治水による取り組みをあらゆる関係者が連携して推進するという目標を掲げました。

次に自然環境ですが、森林の公益的機能の維持・増進や、河川空間や沿岸部等における生息環境の保全といった課題に対して、豊かな流れをもたらし、災害を防止する森林や農地の機能を發揮するといった目標を設定しました。

暮らしですが、農業・農村の多面的機能を発揮する取り組みへの持続的支援、河川愛護・美化活動における連携・協働、雨水・再生水利用への支援といった課題に対して、水環境と生活・産業・自然のつながりを圏域全体で認識し、活動するといった目標を設定しました。

ここまで理念、目指すべき水循環の姿、目標の関係を図に示しています。これら5つの目標を達成することで、上の3つの目指すべき健全な水循環の姿が実現されていき、最終的に「生活と豊かな自然が共存する太田川圏域を守る」という理念に近づいていくといった形を考えています。以上で事務局からの説明を終わります。

**蔵治部会長** ありがとうございます。それでは、ただいまの説明および、冒頭の前回の宿題に対する答えについて、御質問、御意見がある方はぜひお願いしたいと思います。オンラインの方は挙手ボタンを押してお知らせいただければと思います。

**藤川委員** 水収支の図が更新されていて、すばらしいと思います。太田川圏域の水循環をイメージできる、すごく良い図です。何点かもう少し注文をつけさせていただきたいです。図の流入と流出の量は、イコールではないですよね。圏域外への地下水流出量がすこし少ないように思います。我々が水収支を組んだ時には、ここに残り全部を入れてしまいインプットとアウトプットをイコールにします。それから、括弧のmm/日は要らないです。

**事務局** 8/29 部会で示した下図との比較ができなくなる関係で、こちらの図面にだけ付けました。

**藤川委員** むしろ括弧を入れるのであれば、インプットの中で、降水量と圏域外からのかんがい水量の割合を括弧に入れてもらえばよいと思います。インプットに占める割合です。それからアウトプットにも割合を入れてもらえると、地表水の流出量がものすごく多いということが、太田川圏域の特徴として出てくると思います。非常にいい図だと思います。宜しくお願ひします。

**事務局** アドバイスありがとうございます。流出量が少ない、収支が釣り合わないという点に関しては、モデル解析上、圏域内外の細かな水収支を消した際に、誤差がどうしても出てしまうということで、その分の誤差が出てしまった結果になります。

**藤川委員** それで 200mm/年以上の誤差があるのですか。

**事務局** うまく消し切れていないところがありまして、斜め字にしている理由でもあります。先生がおっしゃるように、残りを地表水に入れてしまう方法も、また検討したいと思います。割合についても入れることができるようなら、調整して、入れていきたいと思います。

**藤川委員** すごく流域としては面白い流域だなというのが出てきますよ。流域外からかんがいする水の量がすごい量で、全体の中で 4 分の 1 ぐらいが入ってくるという、とんでもない流域で、それから出て行く量も、普通の流域ではこんなに出ないという感じのところだと思います。こういう特徴が出てくるので、ぜひもう少し工夫してください。お願ひします。

**事務局** ありがとうございます。

**蔵治部会長** 資料 1 の健全な水循環の維持又は回復に関する目標について、めくった 2 枚目の自然環境と暮らしです。少し直したほうがいいかなというのは、自然環境の目標の中に「災害を防止する」というのが書いてあるわけですが、3 番目に「災害・治水」とあり、そちらに目標があるにも関わらず、自然環境にまた「災害を防止」というのが出てくるのが、整理し切れていないような印象があります。

それから、暮らしには、「水環境と生活・産業・自然の」と書いてあるのですが、「水環境」という言葉が唐突に出てきているような印象があります。「水循環」と「水環境」の何が違うのかが、あまり明確ではないです。この課題設定にそういうことを感じたのですが、何か御説明はありますか。

**事務局** ありがとうございます。「災害を防止する」というのを自然環境に入れたのは、御指摘のとおりかなと思います。強いてここに入れた理由は、この後の相乗効果と利益相反の話になりますが、自然環境がそういった災害や利水にも関係してくるのですよという意味合いを、少し含ませたいという思いがあって、ここに入れたところもあります。一方で区分が曖昧になってしまうところがありますので、もう一度検討したいと思います。

それから、暮らしは、「水環境」を「水循環」と書いても差し支えないかなと思っていますが、どちらかというと、暮らしには生活・産業・自然、文化的な面なども入ってくるということを考えると、ニュアンス的ではあるが、「水循環」より「水環境」のほうが少し広い意味になってくるのかなというところがあり、この言葉を置いていたところです。ただ、「水循環」という形で、この計画の中では整理したほうがいいのかなという気もしますので、今の御指摘を踏まえて検討したいと思っています。

**蔵治部会長** 言葉の定義としては、法律でもそうですが、「水循環」は、自然現象としての水循環という意味だけしかないのでよね。人間活動が入っている水循環のことは「健全な水循環」という言葉を使っていて、「水環境」という言葉はいかようにも取れる曖昧な言葉だと思われるので、あまりいろいろな言葉を混ぜて使わないほうがいいのではないかというところです。

**事務局** ありがとうございます。

**浅見委員** 前回欠席してしまったので、現況と課題も含めて、少し意見を述べさせていただきます。今、御指摘がありました、資料1の自然環境の課題と目標の課題ですが、森林の公益的機能や河川空間、生息環境の保全とすると、このように書いてしまうと、どこの圏域でも全く同じことが書けてしまう、あえて検討する必要がないという、特性も個性もない書き方になってしまいます。

それで、計画書原案の付属資料3の56ページの圏域の生態系について、現状と課題がどのように整理されているのか、その意味で、課題をしっかりと把握しておくことが重要かと思うので、この点から意見を述べさせていただきます。

まず、56ページに書かれているのは、大半が河川の整備計画基本方針から取られていますので、河川内のが大半になっています。ですが、例えば河口部ですと、河川整備基本方針を見ますと、太田川はハマボウなどをもう一度再生していこうと書かれていますし、弁財天川でもやはりハマボウについてしっかりと書かれています。

それから、河川整備基本方針ではないのですが、弁財天川のある掛川市の、文化財の地域計画、法定計画では、未指定の文化財、天然記念物として、弁財天川の干潟、非常に立派な干潟が広がっています。これを現在のところ、未指定の文化財として、しっかりと守っていこうということが書かれています。太田川にしても、それから弁財天にしても、立派な干潟があるということが書かれていないのが非常に残念です。

それから、その次のベッコウトンボのところですが、日本でも数少ないベッコウトンボの生息地と書かれていますが、そもそも種の保存法で指定されているベッコウトンボですから、行政には努力義務があるものについてなのです。

非常に安定的に繁殖できる環境整備が進められていると書かれているのですが、ボランティアで作られた報告書が何年か前に出ていますが、これを見ましても、非常にボランティアの努力で再生させています。

もともとは、源流域に湧水が湧いて、その湧水で池が涵養されていて、それが良かったということが書かれています。その後、会が頑張ってやっているけれども、湧水が戻ってこないということも書かれています。そのようなことも含めますと、このベッコウトンボの段落というのは、すごく守られているようだけれども、実はこここそが、種の保存法に対してすごく大きな課題を抱えているということが見えてくるわけです。

そういうことを踏まえて、やはり干潟の重要性、それから、この辺りにため池があることは、しっかりと特徴のところと現状、それから課題として踏まえた上で、資料1を書き直していただければと思います。

**事務局** 御意見ありがとうございます。今、浅見先生がおっしゃったところは、我々も少し勉強不足のところがあります。特にベッコウトンボの話は、部内の自然保護課等で情報収集できると思いますので、少し深めに情報収集した上で、頂いた御意見を踏まえて文章を書き直したいと思います。

また、ため池については、農地でもため池は非常に重要な要素になりますので、その辺りとも関連づけた記載ができればいいのかなと思っています。またこの辺りを含めて、記載を修正したいと思います。

**浅見委員** 太田川、それから弁財天川にしても、利益相反という話が出ていましたが、袋井土木事務所は非常に頑張って、環境に配慮した整備をされているわけです。太田川ですと、もともとあったところにはなくなっていますが、ぼう僧川のところに非常に広大なハマボウ群落、それから干潟を再生していらっしゃいます。それから弁財天川も、細い、狭い川ながら、やはり低水敷を造られて、干潟、ハマボウを復活できるような形で取り組んでいらっしゃいますので、そのようなニュアンスも踏まえて書き込んでいただければと思います。

**事務局** ありがとうございます。承知しました。今おっしゃったところを現状と課題に書くか、施策に記載するか、それも含めて今後検討したいと思います。袋井土木事務所の話はまた詳細に河川部局に聞き取っていきたいと思います。ありがとうございます。

**蔵治部会長** 今の浅見委員の御指摘を、資料1の課題の黒丸のところに反映させるという意味では、何か直したほうがいいところはありますか。この黒丸というのが結局、この計画の最後までずっと重要な役割を果たしていると思うのですが。

**浅見委員** 干潟、それから沿岸部、もしアカウミガメというのであれば海浜、それからため池を、この圏域に特有な生息環境の保全といった形になるでしょ

うか。

**蔵治部会長** ありがとうございます。なので、この1枚めくった自然環境の課題の2番目の黒丸のところに、河川空間、沿岸部等と書いてあるわけですが、この「等」のところをもう少し強調した、具体的なものをそこに入れた上で、「等」とするということですね。ありがとうございます。

他に何かありますか。今日御欠席の委員の方から事前に何かお話を、聞き取りなどはされているのですか。

**事務局** 今泉委員から聞いている内容はあるのですが、どちらかという次の議題の内容になりますので、またそのときに御説明します。

**田中委員** 水収支に戻ってしまうのですが、水収支は、最終的にどのような単位で表すことにしていますか。

**事務局** 単位は、mm/年が分かりやすいのではないかということでこの形で示しています。降水量等と比較しやすいという意味で、これがよいと考えています。

**田中委員** これは、どのようなシミュレーションモデルで計算されているのですか。一般的に私たちは体積量、m<sup>3</sup>/年とします。

**蔵治部会長** 座長からですが、mmという、いわゆる水の高さである水高という単位にしてほしいと言ったのは私なのです。当然、これは単に流域面積で割り算をしただけであって、実際にはm<sup>3</sup>の数字がシミュレーションされているということです。流域面積で割る数字よりも、m<sup>3</sup>のほうが分かりやすいという研究分野の方も、当然いらっしゃるというのは承知しています。必要であれば併記することになろうかと思いました。

**田中委員** 分かりました。単純に面積で割るしかないですね。もう一つが、付属資料1のナンバー9の私の発言で、北海道では1.25倍とあるが、1.15倍です。

**事務局** 失礼しました。修正します。

**山本委員** 大変分かりやすく説明していただき、理解が深まりました。先ほど蔵治先生からもありましたので、暮らしの部分に関して、資料1で気付いた点を幾つかお伺いします。

言葉が、「水循環」と「水環境」が交じっているということだったのですが、暮らしに関しても、「生活」と「暮らし」が混在しているところがありまして、やはり暮らしに統一してしまうのが全体的にいいかなと思います。理念においてもそうですし、その後も、「暮らし」なのだけれども、また「生活」と出てくるので、「暮らし」で全てを統一して一体感を出していくということが、当分は良いかと思いました。

それから、「水資源」について、水資源課なので「水資源」と捉えるわけですが、やはり資源という考え方には開発主義的な発想ですので、大きく水に関する

る法制度も変わっている中で、やはり持続可能性やリスクマネジメントといった、新しい政策が出てきている中では、資源というよりは「水環境」のほうがいいのかなと思います。

特に暮らしに関しては、単に水循環に限定されないので、水を取り巻く様々な環境、文化も含めという意味では、捉えどころがないかもしれません、「水環境」のほうがよりふさわしいかなと感じました。

課題の3点についてなのですが、1つ目の農業・農村の多面的機能はいいのですが、2つ目の河川愛護・美化活動はかなり限定し過ぎていて、ここでは連携・協働のほうが大きくなっています。パートナーシップなど、協働の仕組み、システムがあるかどうかがポイントになってきますし、単に河川愛護しているだけではなくて、農業、あるいは広く環境教育における様々なパートナーシップの問題を含めると、ここは限定し過ぎているので、もう少し広く取る必要があるところです。

3点目に関しては、前回の質問に関して回答いただきましたときに、私も驚いたのですが、スマート農業がかなりあって、県の4割を占めているということでした。雨水・再生水と限定するのではなくて、持続可能な水利用の支援、(雨水・再生水利用、あるいはスマート農業、ＩＣＴの活用など)と幅広くしておくほうがよいのではないかなと感じました。

最後に、暮らしで観光が出てきているが、世界農業遺産なども含めて、そのポイントは、課題のところではうまく入り込んでいないよう思うのですが、今後どのように入れ込まれていくのかお尋ねしたいです。以上です。

**事務局** ありがとうございます。冒頭でおっしゃった水資源というのは、理念のサブタイトルの「水資源」についてということでよろしいですか。

**山本委員** そうです。資源というのはそもそも開発の対象になるものですが、下の部分の災害や暮らしというのは、必ずしも資源とは見なしていないわけですね。資源に限定されないといいますか、もっと幅広い意味で水を捉えているので、すごく開発主義に偏っているというイメージがあります。

**事務局** 水資源という言葉を定めている理由として、資源的な捉え方、開発主義的な捉え方として水資源という言葉を置いたわけではないのですが、そういう意味に捉えられてしまいかねないということでしょうか。

**藤川委員** 「水」にしてしまったらどうですか。

**事務局** 「地域の貴重な水を」ですかね。「水資源」ここで表したかったところは、この計画の冒頭等でも述べているのですが、水収支の図からも分かるように他の圏域に結構水を頼っている地域ということ、かつ、そういった意味ではこの圏域自体が自分たちの水だけでは乏しいということの裏返しかと思われます。それだけ自分たちの水の希少性が高い圏域かなとも思います。そういう

た意味で、水の量を大切にしていくということです。

例えば森林等が少なくなつていけば、涵養量が減るといったことも考えられますので、そういうことをつなげた意味合いで水資源という言葉を、事務局としては置いたつもりではいました。

**山本委員** 分かりました。

**事務局** 2点目です。河川愛護・美化活動の連携・協働、雨水・再生水利用の支援、様々な問題があるとは思われまして、その中で特にというところで、河川愛護・美化活動と雨水・再生水利用を抽出しました。計画書の本文にはもう少し幅広に、農業、林業、それから様々な活動について書いているつもりです。

スマート農業の記載については、災害治水に反映されている部分が大きくなると思います。

**山本委員** 例えば、持続可能な水循環を促進するための連携・協働など、そういう書き方をしたら駄目なのでしょうか。かなり限定し過ぎていて、暮らしの中で、河川愛護は確かに重要な役割なのですが、すごく狭いというところがあって、広い活動が展開されていて、実際に事例などを見るとあるので、それがこの課題のところでは、すごく狭過ぎるというところがありました。

**事務局** 御意見はごもっともだと思います。ここでこういう書き方をしたのは、この後の施策につなげていく意味で、少し絞ったものを書いているというものが現状です。水循環を守るというところになると総論的な話になってしまいますので、この辺りの度合いは難しいと思いますが、ここに書いてあるのは、河川活動を書いています。もしかするともう1個、2個ぐらいトピックを増やしてあげれば、やや幅広になるのかなと思いますので、その辺りも含めて、この後の施策とのつながりも踏まえて、少し調整したいと思います。

**蔵治部会長** 訂正も含めてなのですが、先ほど、水環境という言葉に意見を申し上げたのですが、静岡県の条例では、「水環境」という言葉はきちんと定義されているということが分かりました。第2条の5に「水環境とは」という定義がありますので、条例で定義されている言葉を使うことについては、何の問題もないというふうに訂正させていただきます。

あとは、今、山本委員から、生活と暮らしの混在という御指摘もあったと思うのですが、理念の最初に生活と書いてあるのですが、これも「暮らしと豊かな自然が」と直すという、要するに理念の最初に関わることになるのですが、そこはいかがかというところです。

そして、水資源という言葉については、例えば「地域の貴重な資源である水」など、そういう言い方であれば少しほは違うかなと思ったのですが、細かいことで恐縮ですが、その3点ほどを申し上げます。

**谷委員** 水質について、課題の3つ目、太田川ダム下流と書いてあるのですが、

下流にこだわる理由は何かあるのですか。多分、濁水のことについて言いたいのだと思いますが、これは上流から下流までを考える必要はないのですかという、下流をここに、課題の言葉にあえて入れた理由は何ですか。

**事務局** 下流という言葉を入れたのは、実際に問題になっているのが太田川ダムの濁水放流であり、下流域に濁りが波及してしまっていますので、下流という言葉が入っています。御指摘いただいたのは多分、上流部ではどうかということかと思います。上流部については、必ずしも上流部は入れなくていいということは、現在、上流部を入れる・入れないということは、こちらとして、詳細な調査がまだできていないので、言える状態ではないのですが、状況としては、特に濁水の被害が及んでしまっているところが下流で、下流部の漁業やレクリエーション活動などに影響があるということで、下流という言葉を使っています。

**谷委員** 発生源としては、ダムから出てくるのですが、濁りそのものは上流域も考えないと、地質などもあると思うのですが、その辺りも総合的に考えないと。結局は、濁りはなかなか対応できないのではないかということなので、ここにあえて下流を入れてしまうと、上流は何もしないのか、しなくていいということにならないのかというのが気になりました。以上です。

**事務局** ありがとうございます。この文章にまとめる上で、被害を受けている下流の河川の環境改善ということを書いたのですが、計画上は、付属資料3の26ページにもう少し詳細な書き方をしています。ここでは、大規模な降雨後に太田川貯水池に流れ込む細かい土砂が滞留し、洪水後も継続して放流されることがあるということ、ダム上下流域における斜面崩落などによる濁水の発生ということで書いています。ここまで書くと、今回の資料上かなり長くなってしまうので、少し省略してしまったところはあるのですが、意味合いとしてはこういったことを考えています。

**藏治部会長** 今の御指摘は結局、課題の3つ目の文章をどこで切るかということでお、誤解を招くということなのではないかと思うのです。結局、「対策が下流に限定される」と間違って読まれてしまう恐れがあるということなので、そこは誤解がないように、対策は流域全体で行うのだというイメージの言葉に文言を直せばいいのかなと思いました。いかがですか。

**事務局** ありがとうございます。では、そのように直していきたいと思います。

**浅見委員** 資料1の2枚目、自然環境の課題1つ目、森林の公益的機能の維持・増進についても、すごく漠然としていて、何でも書けてしまうというのが非常に気になっています。例えば付属資料3の12ページに地形分類図、13ページに地質図が書かれています。これからも明らかかなように、小笠山丘陵は、低い台地や丘陵地で第四紀の地層なのです。割と乾燥しやすいというか、水が抜け

やすいところで、ため池があります。一方で山の上流側は古い地質から成っています。その結果、どのようなことが見えてくるかというと、例えば57ページの植生図を見ましても、山地のほう、流域の上流側のほうは植林率が非常に高いです。一面に塗られています。

一方の小笠山のほうは、ウバメガシの林が多いのですが、常緑樹の広葉樹林です。磐田原台地も常緑樹林という形で、それぞれ、やはり水の出方なども違ってきますので、この辺の特性を踏まえて、課題のところで、例えば台地、丘陵、それから山地などに応じた、何か植生管理や、公益的機能の維持・増進とされたほうがいいかなという気はしました。

**事務局** ありがとうございます。できるだけ地域の環境を踏まえて記載したほうが良いというのは、確かにおっしゃるとおりかなと思います。ここについては、もう一度森林部局と確認をして書きたいと思います。公益的機能の維持・増進が最終的には目標になりますので、この間に何か、少し地域の特徴を入れるような形になるでしょうか。

**浅見委員** そうですね。維持・増進においても、森の関わり方が全く変わってきます。植林地帯と、それから、そうではない広葉樹林のところということで、全然変わってきますし、例えば小笠山のほうですと、弁財天川の流域で、弁財天川の流量に関わってきます。それから磐田原台地ですと、ため池、鶴ヶ池や桶ヶ谷沼の湧水にも関わってくるので、非常に重要なことかなとは思っています。

**事務局** ありがとうございます。計画書の中から取り出せる文章があると思いますので、もう少し文章を練り直したいと思います。

**蔵治部会長** 森林に関していえば、なかなかこの5つの分類の中のどこにどう置けばいいのかというのは非常に悩ましい問題です。多分、全てに関わっているのだと思うのですが、今、それを自然環境だけに押し込めているような形になっていますが、例えば「農業・農村の」ということについては、多面的機能というのは暮らしのところに入っていて、森林の公益的機能が自然環境に入っているというのも、本当はおかしいのですよね。ですから、森林に関しては、先ほど御指摘のあった点に加えて、この5つの分類に対して適切に、もう少し細かく分けるということも考えていただかないと、どこに置いても居心地が悪いみたいなことになるのではないかなと思っています。

**山川委員** 初めに戻るのですが、圏域の水収支の話です。大変分かりやすくなつたと思います。この水収支の話は、もちろんこの後、他の圏域でも話の基盤になっていく情報だと思うのですが、こういう資料の、客観的資料としての情報について、少しだけ気になりました。

今回、降水量などの情報から計算して出されているわけですが、情報がない

から計算されて、出されていると思うのですが、逆にいいますと、こういう資料が今後、客観的資料として参照されていく可能性もあるかと思っています。その場合にどうしても、情報の出どころがよく分からない、計算の処理をどうしているのかという話が付いて回ってくるとすると、この辺りは、今日の資料だけを拝見していて、どこかに書いてあるかもしれないのですが、その辺り、要は補足情報ですが、降水量は何年から何年の平均、先ほど議論がありました、地下水流出量は差し引き計算で出しているという話が、どこかに載っているとよろしいかなと思ったのですが、いかがですか。

**事務局** ありがとうございます。確かに今、ここに示した情報だと少ないかななどいうところがあります。これについては、県の委託業務で実施していくままで、計画書に載せる際には、その出典をまず掲載する予定です。詳細についてどこまで書くかというところで、計画書内の中身の制限もあるものですから、できるだけ山川委員の御指摘を踏まえて、どこまで書けるか分かりませんが、どういった分析をしているかというところを、簡単に示すなどはしたいかなと思います。ありがとうございます。

**蔵治部会長** それでは、(1)についての質疑は以上としまして、次の(2)目標を達成するために実施する施策、指標についての御説明に移りたいと思います。宜しくお願ひします。

**事務局** それでは資料2、目標を達成するために実施する施策と指標の設定について御説明します。まず、目標を達成するために実施する施策です。5つの目標を、先ほど資料1で述べましたものを達成するために、下に掲げる23の施策を実施するということを案としています。

まず、水質に関する施策としては、流域別下水道整備総合計画等に基づく汚濁負荷削減対策の実施、中遠地域地下水利用対策協議会における地下水障害の監視、太田川ダム濁水対策検討会による濁水対策の検討および対策の実施を設定しています。

水量に関する施策として、天竜川水利調整協議会、大井川水利調整協議会における適時適切な調整の実施、太田川ダム渇水情報連絡会における情報提供及び水利使用者間の情報共有、適切な地下水の管理の推進、自己水源の整備・維持、このようなことを掲げています。

災害・治水に関しては、水災害対策プラン等による対策実施、河川整備計画に基づく河川整備・改修、治水協定に基づくダムの洪水調節機能の強化、事前放流等、森林整備・治山事業の推進、土地改良施設・農業用ため池の耐震化や更新整備、保全の推進、田んぼダムの実施、雨水貯留・浸透施設の整備、土砂災害防止施設の整備の推進、森の防潮堤づくりの推進、サンドバイパス等による侵食対策の推進を設定しています。

自然環境については、森林の持つ公益的機能を維持・増進するための間伐や森の力再生事業などの森林整備の推進、生物多様性の保全上重要な生育・生息地の確保を設定しています。

最後に、暮らしについては、多面的機能交付金による農地・農業水利施設保全のための活動支援、リバーフレンドシップによる沿川の住民による堤防の草刈りや河川の清掃活動の支援、フォレストツーリズム等を通じた森林との触れ合いの機会の醸成、雨水利用・雨水貯留等に対する補助金制度の活用促進、以上を掲げています。

これらの流域総合水管理の下に施策、取り組みを行う際については、先ほどからありますように、流域治水、水利用、流域環境間の相乗効果の発現、それから利益相反の調整を図ることが重要となっています。

ここで、A 3 の別表 1 をご覧ください。実施する施策の相乗効果と利益相反関係の整理という表になっています。こちらに、各施策の実施に当たって相乗効果が発現され得る施策と、利益相反が生じる可能性がある施策をまとめました。

また、利益相反が生じる可能性がある施策については、現状それに対して行っている対応を、さらに右側に示しています。例えば、施策の③の太田川ダムによる濁水対策の検討や対策の実施に当たっては、森林の持つ公益的機能を維持・増進するための間伐等を行い、森林整備の推進を行うことで、上流部の森林が適切に保全されることで、ダムに流れ込む濁水を抑制でき、相乗効果を発揮できるかと思われます。

また、⑥の適切な地下水管理の推進については、地下水の取水量が利用可能量を上回らないように管理するというところが趣旨ではありますが、それだけでなく、そもそも森林の持つ公益的機能を高めていくことで、水源涵養機能を高め、利用可能な地下水を増加させるといったことにより、利用可能量を増やすということも重要な要素と思われますので、ここを相乗効果という形で紐づけました。このような形で、以下、相乗効果の関係を示しています。

一方で、利益相反の関係についてです。例えば⑩の治水協定に基づく洪水調節機能の強化、事前放流等、これについては、これによって太田川ダムの渇水につながってしまうというリスクもあると考えています。ここで、治水協定を結ぶ際に、関係利水者との情報共有方法、緊急時連絡体制の明確化がされていて、これを着実に運用することで利益相反が避けられると考えています。

また、⑨河川整備に基づく河川改修、それから⑪森林整備・治山事業、これは主に治山事業ですが、治山事業の推進、それから⑯サンドバイパス等による浸食対策、これについては、構造物を設置したり、土地の形質を変更したりするといったことが生じます。現状地形や流況等を変化させてしまうと考えられ

ることから、生息環境への配慮を適切に実施することが重要になってくると思われます。

これについては、先ほど浅見先生からもありました、河川整備計画等に基づいて生息環境に配慮するといったことを、適切に今後も実施していくといったことや、森林基本計画にあります、野生動植物の生息・生育環境の保全、創出に向けて、森林整備をした後の森林整備を適正にしていくといったこと。それから、サンドバイパスについては、福田漁港・浅羽海岸サンドバイパスシステム検証委員会がありまして、この検討に基づく、例えばアカウミガメの産卵時期のサンドバイパスシステムの稼働時間の短縮など、そういったことが対応策として掲げられています。これらを今後も適正に実施していくことで、利益相反となることが避けられるのではないかと考えています。

今お示しましたように、利益相反が生じる可能性がある施策については、現状の対応が妥当であるか、まず検証しまして、必要に応じて、さらなる調整も考えていく必要が今後生じると思います。これについては、5年後に実施予定の中間評価時に、施策の相乗効果、利益相反について、改めて確認し、再度必要な対応を検討することが必要であると考えています。

資料2に戻ります。2ページ目です。健全な水循環の状態や施策の実施状況を管理する指標についてです。計画の着実な推進のために、指標と目標値を設定して進捗を管理していきます。指標と目標値、目標年度は、A4の後に付いている別表2というのがあります、そちらのほうに、指標について詳細に示しています。

今回の考え方について説明しますが、まず指標の種類として、健全な水循環の状態を表す指標と、施策の進捗状況を管理する指標の2種類を設定します。健全な水循環の状態を表す指標は、目指すべき健全な水循環の姿に到達するために設定した、5つの目標の達成状況を評価するために設定するものになります。対して、施策の進捗状況を管理する指標については、目標の達成に必要な施策の実施状況を把握、管理するために設定するものになっています。

次に、(2) 目標値の設定についてです。目標値については、設定の仕方を以下のとおり考えています。まず、域内の目標値が設定されているものについては、その目標値を採用します。例えば太田川圏域内の水質環境の基準達成であれば、8地点で100%を目指すという設定の仕方になります。

次に、圏域に類する範囲で目標値が設定されているものは、その目標値を採用します。地下水適正揚水量の確保については、中遠地域という地下水の規制地域がありますが、全体での数字は把握できるのですが、太田川圏域に区切ると、非常にこの数字の把握が困難であることから、中遠地域の目標をそのままあてがう形になります。中遠地域の中には、一部天竜川圏域と、東側は大井川、

菊川圏域にまたがる部分がありますが、多くは中遠地域ですので、この目標値をそのまま設定するという形になります。

また、県全体の目標値が設定されており、圏域別に目標値を設定することが難しいものについては、県全体の目標値を達成するために、圏域内で維持・向上を図ることとしています。

最後に（3）目標年度についてです。目標年度は関連計画に応じて個々に設定していきます。なお、中間評価までに目標年度が満了して、または目標が達成されたという指標については、中間評価時に変更または目標値の再設定を行うように考えています。

別表2では、多くの指標が県の総合計画等に紐づいています。県の総合計画は今後改正されることから、令和10年度までの表となっていまして、これに伴って、令和10年度の目標となっているものが多い状態になっています。ですので、令和12年度の中間評価においては、これらはまた更新される可能性があります。以上で施策、それから指標についての事務局の説明を終わります。

**蔵治部会長** 御説明ありがとうございます。前回、相乗効果と利益相反という話をしたのですが、その観点から大変努力していただいて、具体的に御説明いただいたので、とても理解が進んだ部分があるかと思います。それでは、御意見、御質問があればお願いします。

**藤川委員** いいですか。2点ほどあって、1つは航空写真を付けてくれといつたら付けていただきまして、非常にありがとうございます。できましたら、あともう少し東側の海岸が痩せているところも入れてほしいのです。明らかに分かります。航空写真で見たら、東のほうに、すごく海岸がやせていくというのが、ぱっと見て、一発で分かるので、それももう少し考えていただけると分かりやすいかなと思っています。

それと、もう一点は、水循環計画案の中の、13ページの地質図が出てきているのですが、地質断面図が一つもないのですよね。太田川沿いの断面図で、どのような地質になっているのかというのが非常に重要になってくると思うのです。多分ここは三角州の低地で、水が浸透しにくいのではないかと思うのです。そういうことを考えると、災害・治水の⑬と⑭で田んぼダムなどを計画されていますが、田んぼから水が下に落ちるのかなというイメージがします。そのために、断面図を入れてくれると分かりやすいと思います。以上です。

**事務局** ありがとうございます。写真については、意図は重々承知していまして、そのリクエストをしたつもりなのですが、こちらの資料しかありませんでした。

**田中委員** サンドバイパスは動いていましたか。

**事務局** サンドバイパスは動いていました。それから、地質断面図については、

あれば入れるという形になるかと思いますが、恐らくどこかにあるのではないかと思います。

**藤川委員** ちなみに、断面図を作っているのですか。

**事務局** 部分的に作っているので、ピンポイントのものがあれば。

**藤川委員** 太田川圏域全体を南北方向、磐田原あたりを東西方向に切っているものがあればよいですね。

**事務局** 分かりました。ありがとうございます。

**藤川委員** 地下水がとても浸透しにくいような地質に見えます。

**事務局** 補足で、田んぼダムのお話が先ほど出ましたが、田んぼダムについては、浸透も多少狙っているとは思うのですが、どちらかというと田んぼの中に水を貯めるという、容量を当てにしている部分が大きいと思います。ピークを遅らせる形になると思います。ただ、これが浸透すれば、その部分も容量としては・・・。

**藤川委員** 本当に浸透したら、それも欲しいのですけれども、ここは水が非常に不足している流域でしょう。よそから、大井川と天竜川からもらっているぐらいで、ただ、それをもらっている割には、河川で出していく流量が多いですから、そこを何とかできないでしょうか。例えば安倍川だと、河川の横で上水として地下水を取っていますよね。ですから、ここは流下する、出していく流量が非常に多いですから、それを横で抜いてやれば、わざわざ地下を探さなくても、横からくみ上げれば、使える水は十分あるのではないかと思います。

**事務局** 過去の文献などを読むと、水は確かにたくさんあるのですが、それが非常に使いにくい水であると、洪水時に大量に流れきている水が多いなどで、乏しかったということと、あとは、比較的平地が多いので、江戸時代ぐらいに水田開発がどんどん進んでいって、必要以上に田んぼができたという現状もあるようです。それによって他に頼らざるを得ないという、今の流れがあるということは、文献等に書いてありました。

浸透が期待できないということも、断面図を付けることで、分かると思いますので、中身を見てみたいと思います。

**田中委員** 別表1の7の⑨と⑩が、利益相反が生じる可能性があるということに挙げられているのですが、現在のいわゆる河川の基本方針と整備計画は、河川法に基づいて作っているわけです。河川法の第1条に環境というものがあるものだから、作っている本人が言つてはあれですが、必ず生物に対しては、希少種を含めて、様々なことも入れて、調べ尽くして、専門家それぞれの、魚類から植物から、専門家を交えてそれを取り入れる、その保全を含めて整備計画を立てているわけです。これは利益相反が生じないのではないかと思ったのですが、いかがですか。

**事務局** ありがとうございます。これについては、利益相反が必ず生じるということではなくて、書き方としても、そういう可能性があるということで書きました。御指摘の趣旨は理解した上でになるのですが、河川整備計画に生物環境に配慮するということは書いてあって、配慮することにはなるのですが、河川整備を実施するに当たって、生物環境に配慮しましょうというのを改めて示すために、ここに記載したという意図があります。

実際は、先ほど浅見先生からもあったように、相当配慮されてやっているというところで、計画書の本文にはしっかりとそこまで書き込んでいきたいと思っています。一応、計画書案の中では、例えば84ページから85ページにかけて、今説明したような内容ですけれども、弁財天川の干渉、ぼう僧川付近では、塩性湿地群落やハマボウの生育環境の保全、河川改修の両立が図られていると、こういったものを書き加えようと思っています。必ずしもこれが利益相反になっているというのではなくて、あくまでもそこをしっかり意識してやりましょうという意味の表になっています。ありがとうございます。

実は、協議会幹事会のときにも、河川海岸整備課から同じような御指摘がありました。

**田中委員** やはり、生物環境へ配慮していますよと言うでしょうね。

**事務局** あくまでも、やり方によっては利益相反が生じる恐れがあるということで挙げています。幹事会の際には、利益相反が生じる可能性のある施策というところの「生じる可能性」という言葉がなく、「利益相反がある施策」としていました。

**田中委員** それだと言われてしましますね。

**事務局** ただ、やはりそういう可能性があるのだというところで、挙げておくことで抑止になるというか、そういう意味も込めて入れています。

**蔵治部会長** その点については、そもそも平成9年の河川法改正というのが、そこが利益相反を起こしているから改正したという経緯があるわけなので、法律がどうであれ、本質的に利益相反が起きる部分であるというのは、昔から分かっているわけですよね。そのことを改めて書いてあるというだけのことで、それを改正した河川法で調整しているかどうかというのは、取りあえず置いておいて、一般論として、当然そこは相反するよねということで書いてあると理解すればいいのかなと思いました。ですから、「河川整備計画に基づく」と書くから誤解を受けているような気もすると思ってしまうのですが。

**田中委員** 法律にあるわけですから。

**蔵治部会長** 私から、改めて同じようなことを申し上げるのですが、やはり、施策の番号でいうと、資料2の⑪と⑯に、森林に関するものが入っているのですが、両方とも「森林整備の推進」という言葉が入っています。⑪は治山事業と

いうのがおまけで付いているもので、⑯は「何々などの」というのがおまけで付いていますが、両方とも森林整備の推進となっています。

そもそも森林整備というのが、一体何なのかということを漠然としていると思うのですが、⑪と⑯に分けて入れるのであれば、同じ森林整備という言葉を使うのは、あまりよろしくないと思います。これは違うものなのだということなのだったら、違うものとしてきちんと表現してもらわなければいけませんし、同じものなのだったら、2つのところに入れるということが、果たしてどうなのかというところです。公益的機能というものは、中身がいろいろあるということがあるわけなので、その公益的機能の中でこれを推進と書けばいいと思うのですが、その辺は整理し切れていないという印象が非常に強いと思うのです。

ですから、利益相反のところでも、森林の部分で生物多様性との間で利益相反があると書いてあるのが、治山事業が入っているほうだけであって、⑯は利益相反を起こさないような違いが出ているのですが、非常に分かりにくいと思います。両方とも森林整備と言っておいて、片方は生物多様性と相反していて、片方は相反していないと、ここで読み取れてしまうのですよね。その辺を、森林部局との調整が不十分なのか、あるいは調整不可能なのか分かりませんが、御検討いただきたいと思っています。

**事務局** ありがとうございます。実は、ここについては結構、森林部局といろいろ調整をした経緯があります。⑪は、治山事業としてハード整備を一つ災害・治水の対策として考えています。⑯は、間伐など森林制御の部分を含めた、森林整備の推進を考えているということで、少し意味合いが違うものになります。

⑪は、本当は「治山事業の」と、できれば区別ができるかなと思ったのですが、森林部局のほうで、森林整備と治山事業を一体に進めるものなので、ここはあまり切り離さないほうが良いということで、この言葉をセットにせざるを得なかったというのが、今のところの状況になっています。そういう意味で、⑪はハード整備を含めた災害防止の意味での、土砂、水の流出の防止というところの森林整備ということになっています。

**蔵治部会長** ですから、私も森林行政の専門家ですので、いわゆる保安林と普通林の行政が、縦割りで分かれているということは百も承知しているのですが、そのことを知らない人がこれを見たときに、全く理解不能というか、分かりにくくなっているので、言葉でそこは分かるようにしていただかないと、これを使って総合的に全体の水循環を見たいという人が混乱すると思うのですよね。

森林整備という言葉は魔法のような言葉で、実は世界的に見ても、森林整備という言葉を使っている国は日本しかないといわれていて、何をやっているか全く分からない言葉と批判されているということもあるのです。何でもかん

も森林整備と呼べば、良いことをやっているように見えていると、これはまだそういうところにとどまっていると思うのですよね。ですから、そこをきちんと水循環という観点から整理できるかどうかというところが、この計画を立てる意味だと思いますので、もう一押し、何とかしていただきたいというふうに希望したいと思います。

**事務局** 分かりました。森林部局と、また再度相談したいと思います。ありがとうございます。

**浅見委員** まず確認なのですが、指標というのは、資料で説明があるように、既に圏域で目標が設定されているということですので、何らかの計画の施策の中で、既に明文化されているものが挙がっているという理解でよいですか。

**事務局** 全てではないのですが、ほとんどが何らかの計画に挙がっているものです。

**浅見委員** 分かりました。となると、自然環境のところで森林しか挙がっていないというのは、自然環境の生物多様性などのほうが、定量的な目標をしっかりと掲げていないという、そちらでもう少ししっかりと意見を言っておかなければいけないという理解をしました。それでいいですね。

**事務局** 自然環境については、生物に関して指標をいろいろ確認していたところではあるのですが、どちらかというと、この圏域自体が森林をしっかりと整備して多面的機能を保全ということで、水循環につなげていくというところを重点的に置きたかったがために、森林の指標を厚めに置いてあります。

施策に関しては、施策に置いている⑯の生物多様性の保全上重要な生育・生息地の確保目標に、多分、いろいろなことがここに紐づいてくると考えています。しかし、個々の指標を挙げるとあまりにも個別になり過ぎてしまうというところがあつて、指標設定に悩んだのですが、施策をしっかりと進めていくというやり方で、生物多様性については進めていくと考えて、あえて指標を置いていないという形になっています。

**浅見委員** 例えば別表1の⑯で、相乗効果が発現される施策、あまり細かなことは書かないということだったのですが、例えば自然共生サイトの認定をどんどん進めているというのは、施策として県が行っていることですし、生物多様性、地域戦略というのもあるでしょう。あるいは掛川市だったら、未指定だけれども、文化財の保護につながります。

あるいは、景観でも、ふじのくに景観形成計画というのがあって、非常に定量的にしっかりと、目標をいろいろな部局から集めてきています。例えば農地に関して、何だかんだとたくさん目標値を挙げています。そのようなものもここに入ってくるのかなと思います。

もう少し大きなことでということでしたら、例えば30by30をここで目指す

ということも可能ですので、あまりにここは、相乗効果のところが、フォレストツーリズム等というようになっているというのは残念な気がしますので、再考していただければありがとうございます。

**事務局** ありがとうございます。施策の相乗効果については、特に、この中に書いてある施策の中で書いてしまったところがありますので、本文の中でもう少し練れるところがあれば、工夫して他の計画等からも書いていきたいと思います。

30by30 の話は、現状で課題には書いているのですが、太田川圏域も最近、非常に頑張っているという話は聞いています。確認中の内容ではあるのですが、58 ページに、30by30 の考えに基づき実施しているということを書きました。もしこれが指標化できそうであれば、検討はしたいと思います。まだ 30by30 については、明確に指標化されているものがなくて、その選定について保留したというのが、今回の現状です。

**浅見委員** 資料 1 「目指すべき健全な水循環の姿」の 1 つ目、「自然環境の維持又は回復」というのは、まさしく 30by30 と合致することですので、しっかりと書いていただければと思います。

**蔵治部会長** 他に御意見、御質問はありますか。

**事務局** 議題の（2）施策と指標についての意見交換、質疑は以上とします。

次に（3）計画策定の進捗状況および今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

**事務局** 計画策定の進捗状況と今後のスケジュールについて、まず進捗状況を説明します。水循環保全部会は、本日が第 3 回で、施策、指標等の審議をしていただいたところになります。今日の御指摘も踏まえて計画案に反映させていき、次の第 4 回の水循環保全部会は、令和 8 年 1 月 9 日を予定しています。また御出席を宜しくお願いします。

次回は、今回の修正も踏まえて修正したものを計画案としてお示しし、最終審議をしていただくとともに、1 月 26 日に環境審議会、全体会があります。そちらで示す答申案を御確認いただくといった形になるかと思います。また宜しくお願いします。

続いて、今後のスケジュールについてです。本日、11 月 26 日に第 3 回水循環部会を開催し、審議を終了しました。この後は、12 月上旬から 1 月上旬までパブリックコメントを実施します。12 月の中旬から下旬に、第 2 回協議会を予定しています。こちらを受けて、1 月 9 日に第 4 回水循環部会を実施して、計画案を固めたいと考えています。1 月 26 日に環境審議会（全体会）があり、そちらで計画案を答申していただきます。最終的には、3 月上旬ぐらいに、水循環保全本部会議で計画を決定するという流れになります。スケジュールにつ

いて、以上です。

**蔵治部会長** ありがとうございます。これで、予定していた議事は終了ですが、最後に全体を通じて何か御発言が、委員の皆様からありましたらお願ひしたいと思いますが、いかがですか。よろしいですか。

では、特段ないようですので、以上で全ての議事を終了して、進行を事務局にお返ししたいと思います。

**事務局** それでは、蔵治部会長、進行をありがとうございました。以上で、本日の議題は全て終了となります。お忙しい中、本日御出席いただきました皆様には感謝を申し上げます。第4回部会は1月9日に開催予定ですので、年度末、お忙しい時期の審議になりますが、御出席を宜しくお願ひしたいと思います。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第3回静岡県環境審議会水循環保全部会を終了します。本日はどうもありがとうございました。